

2021年3月

農林水産省知的財産戦略 2025（案）

農林水産省より、2021年3月15日付けで「農林水産省知的財産戦略 2025（案）」が公表されましたので、その概要をお知らせします。

第1. 主な農林水産分野における知的財産制度の方向性

1. グローバル時代における知的財産の保護・活用

(1) はじめに

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略が2020年12月に策定され、日本の農林水産物・食品の輸出額を2030年に5兆円とする目標の達成に向けて取り組む方針が示された。

日本の農林水産物・食品の輸出拡大を進めていく上では、知的財産を海外で保護し活用することを考えなければならない。

(2) 植物新品種保護制度

ア. 植物新品種の海外流出防止

- ・ 種苗法の改正により、育成者権者は海外への登録品種の持ち出しを制限でき、自家増殖を行うためには育成者権者の許諾が必要となった。これらの制度を活かして、植物新品種の知的財産を守り、制度の利用促進に向けた普及・啓発を行う。
- ・ 海外で品種登録をするためには、国・地域ごとに出願をする必要があるところ、費用や時間を要することが出願の障害となっているため、国が支援を行い、海外での品種登録を促すこととしている。
- ・ 東アジア諸国のUPOV条約加盟を促進し、日本の品種登録審査結果を海外の審査で活用し、UPOVの共通出願システムとの連携による海外出願事務の軽減等により、早期に海外で品種登録が行われるよう、海外当局との協力を進める。
- ・ 品種の特性や利用条件に関する情報が容易に検索できるデータベースの整備を行う。

イ. 知的財産の価値の適正な評価の定着

- ・利用者が知的財産の価値を認識する機会が少ないのが実態であり、品種等の保護の意識の低さにもつながっている。
- ・優良な新品種を開発した者は、その品種が持つ経済的な価値を想定して、栽培にかかる許諾料等を設定することが求められる。
- ・公的機関は、登録品種について、自県の生産者向けに低廉な許諾料を定める場合が多い。この場合、育成者権侵害があっても、経済的にはわずかな損害額しか認定されない可能性があり、適正な損害額が認定されるよう努めるべきである。
- ・海外においては、栽培にかかる許諾料を種苗段階で回収するのではなく、収穫が得られる段階で収益に応じて回収し、侵害対応等の費用に充てることでその品種の価値を高め、生産者も高い収益を得ている事例が多いことから、登録品種の管理方法の一つとして検討されるべきである。

ウ. 知的財産としての保護強化

- ・植物新品種の価値は、その品種が知的財産として適切に保護されることでより高まるものである。そのためには、その品種を利用する生産者や生産者団体も含めて適切な保護に向けた取組が必要である。

エ. 制度インフラの充実

- ・農林水産分野においては、農業者が権利を行使しやすくするための技術的な支援等を行う制度インフラの充実が求められる。
- ・種苗法改正法によって、当該品種において確認された特性を品種の同一性の判定に使用できるようにする等、法的事務の観点からより使いやすい制度となる。
- ・品種の特性調査について品種の同一性の判定等に活用できるように充実を図るとともに、植物品種保護に関する専門性の向上を図る。
- ・最近の遺伝子分析技術の発達や育種における遺伝子情報の活用を背景に、国際的にも遺伝子配列情報を活用することで効率的に制度を運営するための技術開発が進められている。日本も、必要な技術開発等を進め、これを育成者権者等に共有することで適切な権利保護を図る。

(3) 和牛遺伝資源

- ア. 和牛遺伝資源が輸出検査を受けずに中国に輸出された事件を発端として、2020年に家畜改良増殖法が改正され、また家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律が施行された。
- イ. 家畜人工授精師等に対し、関係法令の理解を深めるための研修会を開催するとともに、和牛遺伝資源を取り扱う者に対し、適正な流通管理の取組みを普及啓発する。
- ウ. 全国の家畜人工授精所において適正な流通管理が行われているか否か、定期的に立ち入り検査を実施する。

- エ. 家畜遺伝資源の不正競争を防止するための取組を推進する。
- オ. 海外に和牛の正確な情報を発信する。和牛の認知度及びブランド価値向上のために和牛統一マークの普及啓発、和牛生産情報の発信を推進する。

(4) 地理的表示 (GI)

- ア. GI 登録された製品には、模倣品の排除だけでなく、担い手の増加や取引の拡大等の副次的効果も現れているところであり、農林水産物の適切なブランド化の取組の推進や需要者の信頼確保、農林水産事業者が本来得るべき利益の確保が期待される。
特に、ブランドの保護については、地理的表示保護制度 (GI 保護制度) が有効なツールとなる。
- イ. 加工食品の GI 登録に力点をおいて、GI 制度の普及・啓発・認知度向上に取り組み、2029 年度までに 200 件の GI 登録を目指す。
GI 製品の品質・ブランド価値の向上等に向けた取組を促進するなど、GI 制度の持続的発展に向けた取組を推進する。
迅速かつ公平な登録審査、登録後の不正使用に対する適切な取締等を実施する。
- ウ. GI の保護に関する制度を有する国は 100 か国を越え、日本と同等制度を有する国と国際約束により GI の相互保護をすることにより、日本の GI 製品のブランド価値向上を推進し、輸出促進につなげることが重要である。
- エ. 日 EU・EPA の発効に基づき、EU と地理的表示の相互保護を行うために GI 法を改正した。引き続き GI の相互保護を行う国・地域の拡大に向けた取組を推進する。
- オ. GI マークを活用して日本の真正な特産品であることを認識してもらうとともに、海外における日本製品の模倣品排除が重要である。
巧妙化する模倣品に対し迅速かつ的確に対応するために、引き続き、「農林水産知的財産保護コンソーシアム」を通じた海外市場での調査の実施をし、事業者が行う侵害対策支援等を強化し、コンソーシアムに関する活動レポートの周知・普及を行う。
輸出主要国における知的財産制度等を調査し、現地政府と連携しながら、模倣品の排除に多角的に取り組む。
GI マークの商標登録等をしていない国・地域における商標登録等を推進する。GI マークの知名度向上に取り組み、輸出促進に向けた環境整備に取り組む。

(5) 商標制度等

- ア. 農林水産業や食品産業の分野では様々な知的財産が生み出されている。特許制度や商標制度の活用促進に向け、特許庁等と連携して、農林水産事業者や農業技術指導者等に対する普及・啓発を進める。
- イ. 日本の食品の冒認出願が問題となっているため、関係機関と連携し、日本のブランド製品の商標出願や権利の保護を行う。
- ウ. 食品産業等における特許出願なども適切に行われるよう関係機関との連携を図る。

- エ. 特許権、商標権、育成者権、GIなどの知的財産を組み合わせ活用し、ブランド力を向上することが重要である。技術とブランドを組み合わせることにより日本の農林水産業の強みを一層発揮するような取組を推進する。

(6) 国際標準

ア. JAS 等の日本発の規格と国際標準化

- ・ JAS 等の日本発の規格について、ISO 規格、世界食品安全イニシアティブ (GFSI) の承認規格等の様々な枠組みを活用して国際標準化の展開を図ることが重要である。農林水産省及び経済産業省が連携・協力し、農林水産・食品分野での戦略的な標準化活動を強力に推進する。その際、地域における標準化ニーズが適切に標準化につながるよう、横及び縦のつながりの中での連絡・情報共有・相談体制を構築する。
- ・ JAS 等の日本発の規格の普及、JAS と調和のとれた国際標準の提案・制定、(独)農林水産消費安全技術センターの各国認定機関との相互承認手続きを推進する。
- ・ 国際標準化に向けた環境整備を進める。

イ. 技術の社会実装ツールとしての標準の活用

- ・ 将来における市場獲得を可能とするよう、公設試験研究機関、関係府省等と連携しつつ、研究開発の企画・立案段階から、新技術の社会実装のツールとして標準を戦略的に活用する必要がある。
- ・ 研究機関を対象として国際標準化に係る相談対応や普及・啓発のためのセミナー、国際標準化に係るマニュアル整備等に取り組む。

2. スマート農林水産業時代におけるデータの利活用促進

(1) データの利活用促進とノウハウその他の知的財産の保護

- ア. 「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」による契約実務が現場で根付くように、農水省の補助事業等におけるルール化や関係機関との連携等により普及を進める。
- イ. 現場への普及手段として、生産者や生産者団体、農機メーカー、IT ベンダー向けのチラシを配布する。農林水産事業者が相談できる環境整備のために関係者向けの研修等を実施する。
- ウ. 農林水産事業者の知財に関する意識を醸成し、農業データの利活用とノウハウの保護に関する考え方について普及・啓発を推進する。
- エ. 水産分野におけるデータ契約ガイドラインの策定・公表を目指す。
- オ. JICA や JETRO などの機関と連携して海外市場の獲得を目指す。

(2) データ利活用の促進に向けた環境整備

ア. 農業分野

- ・熟練農業者のノウハウ等を ICT により集積化、解析することにより、新規就農者等へのノウハウ等の円滑な継承のための新サービスの展開を推進する。
- ・各種農業関連データを農業データ連携基盤（WAGRI）に実装し、コンテンツを充実化させる。生産・加工・流通・消費までのデータ連携を図るスマートフードチェーンを構築する。
- ・農業データのシステム間の相互運用性・可搬性を確保するために、標準化に向けたガイドラインの策定を進め、普及啓発を推進する。
- ・農業関係情報の二次利用可能での公開や、農機メーカーやシステムの垣根を超えたデータ連携を実現するオープン API の整備促進等を進める。

イ. 畜産分野

- ・全国の生産関連情報を集約し、畜産経営が自ら活用できる状態にする。
- ・多くの経営がデータを活用した高度な家畜管理や経営判断を可能とする支援体制を構築する。

ウ. 林業分野

- ・森林資源の管理、災害対策、鳥獣害対策等におけるデータの利活用を促進する。

エ. 水産分野

- ・海水温や潮流等の環境データや市場データの利活用を促進する。

3. 知的財産の創出

(1) 農林水産分野における知的財産の創出を促すための環境整備

- ア. 日本における品種登録出願件数の低下が続くと、将来の品種開発力の低下が農業の競争力に影響する可能性もあることから、農研機構、地方自治体、民間企業の開発力の向上に向けた取組を推進する。
- イ. 国内外の植物遺伝資源の収集・保全・提供等を行うとともに、遺伝資源情報の統合的な管理を可能とするネットワークを構築する。
- ウ. 日本が円滑に海外植物遺伝資源を取得・利用できる環境の整備を促進する。
- エ. スマート農業の推進に必要な技術に関し、農業現場のニーズを踏まえながら、産学官と農業現場が一体となって研究開発を進める必要がある。

(2) 公的試験研究機関における知的財産マネジメント

ア. 研究開発

- ・研究開発にあたっては、現場に実装され社会にその研究成果が裨益されるという最終的なビジョンを関係者間で共有した上で、その取組を進めることが重要である。

- ・優良な新品種の開発は、利用者である生産者の所得や生産性の向上等につながるものであり、公的試験研究機関による持続的な研究開発が可能となる環境づくりが重要である。
- ・農林水産業の現場等で活用されてこそその研究成果であるとの考え方の下で、商品化・事業化に有効な知的財産戦略を研究開発の企画・立案段階から描き、研究成果の社会実装を効果的・効率的に推進する。

イ. 研究成果

- ・研究成果に係る知的財産権については、国内外において戦略的な権利許諾を推進することが重要である。
- ・研究成果の活用にあたっては、発明時における権利化・秘匿化・公知化や、権利化後の特許等の開放あるいは独占的な実施許諾等の多様な選択肢を視野に入れ、事業の成功を通じた社会還元を加速する観点から最も適切な方法が採用されるよう、各研究機関における知財マネジメントの強化に向けた助言・指導を実施し、輸出促進を見据えて、海外への戦略的な権利許諾を推進するとともに、適切な知財マネジメントのためのマニュアル等の充実を図る。

4. 伝統的な知的財産

(1) 地域固有の農林水産物

伝統野菜は、ひとつひとつの生産量は少量であっても高い付加価値により地域経済に貢献しうるものであることから、関係者が連携して伝統を受け継ぎ、消費者へと繋ぐ循環を構築することにより、伝統野菜等の振興を通じた地域農業の活性化を図ることが有効である。また、地域の伝統食品は魅力あるもので、海外市場にも通用する可能性があり、零細な事業者の産品を承継して行くことが重要である。

そこで、GI等の知財を活用したブランド化を進め、産品の特性について、農林水産事業者、加工業者、流通業者、消費者に届くよう情報を発信する必要があることから、引き続きGI制度の登録申請に係る相談窓口を整備し、GI制度の普及啓発・認知度向上に取り組む。

優れた品種、高度な生産技術を用いて、消費者や実需者のニーズをとらえた優れた品種育成・普及、高度な生産技術の開発・普及を推進する。

公的試験研究機関が管理する国内の在来品種のデータベースの整備等を実施し、日本のジーンバンクにおける有用な遺伝資源の収集、保存、提供を推進する。

(2) 農山漁村が持つ景観、文化等の地域知財

ア. 魅力的な日本食・食文化

- ・多様な食やそれを支える農林水産業、伝統文化等の魅力で訪日外国人を誘客する重点地域として認定する「SAVOR JAPAN」や、訪日外国人旅行者が帰国後に日本の食の再体験を可能とする環境を整備する「食かけるプロジェクト」の取組を推進し、魅力的な食・食体験のコンテンツの充実を図る。
- ・日本食・食文化発信のための多言語ポータルサイト「Taste of Japan」との連携を高め、知財の活用強化を図る。

イ. 海外における日本食・食文化の魅力発信

- ・日本食・食文化の普及を担う人材の育成・確保、発信拠点の拡大・活用、グローバルイベント等発信効果の高い機会の活用の3つの観点で効果的に実施し、インバウンド及び日本産食材の需要の拡大につなげる。
- ・関係府省と連携し、和食が持つ文化財としての価値の評価・見る化及びその発信を進めるとともに、各地域の郷土料理の調査・データベース化等を推進する。

ウ. 日本食に対する訪日外国人旅行者の関心

- ・訪日外国人旅行者に対して、日本の食を生み出す農林水産業や風土、歴史等の情報発信や農泊での体験等を通じて、訪日外国人の日本食への関心を高めるとともに、帰国後の日本産食材の消費拡大につなげる。

エ. 景観・伝統文化等の地域資源の保護・継承

- ・景観、伝統文化等の地域知財を活用した地域の取り組みやそのブランド化を支援することにより、地域経済の活性化を総合的に推進し、農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る。
- ・農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値等の取組を推進する。
- ・農村におけるSDGsの達成に向け、環境整備を促進する。
- ・伝統的な農林水産業を営む地域を認定する「世界農業遺産」「日本農業遺産」についても、引き続き推進し、国民の認知度向上に取り組む。

第2. グローバル時代におけるこれからの農林水産政策に必要な取組

1. オープン・クローズ政策

- (1) 知的財産を活用し利益を最大化するためには個々の事業者がオープンにするものと秘密として保護するものを仕分け、知的財産を有効に活用するビジネスの為の知財船略を導入する必要がある、農林水産省もこのようなビジネス人材の育成を後押しする必要がある。

- (2) 民間企業においてオープン・クローズ戦略を指揮する部署の設置を、農林水産業分野においても検討していく必要がある。

2. 知的財産を活用して設ける事業者の後押し

農林水産省が行う輸出政策等の一環として、知的財産を活用して設ける事業者を後押しすべきであり、そのために海外での知的財産の活用について検討する必要がある。

3. 営業秘密の保護

海外で知的財産権を活用することは日本事業者が海外で稼ぐ手法となる場所、その際、本当に必要な情報は営業秘密として管理する必要がある。農業分野での営業秘密の活用を促進するため秘密管理の基準を検討すべきである。

4. 輸出のための国内における標準化

政府が推進している農林水産物・食品の輸出拡大のためのマーケットインの生産を実現するために、海外の規制やニーズに対応した生産を進めるとともに、国内の規格を見直す必要がある。

5. 海外市場をにらんだ知的財産の創出

海外市場の開拓のためには、海外市場をターゲットにした知的財産やコンテンツの開発が重要であり、保存技術、輸送技術、輸送による型崩れを防止する芯の硬い品種のような技術や品種の開発に取り組むべきである。

6. 新しい農林水産業に対応した価値の創出（フードテック）

- (1) 10年後、20年後に完全資源循環型の食料供給や食を通じた高いQOLを実現し、美味しく、文化的で健康的な食生活を続けることのできる次世代フードシステムを構築する上で、フードテックはキーテクノロジーである。
- (2) フードテック分野の研究開発や社会実装を推進することにより、新たな市場を創出することが重要である。
- (3) フードテック分野は、まだ国際標準化がされていないものが多く、日本が戦略的に標準化を進め、将来的には国際標準化も進めルールメーカーとなっていくことが重要。

7. SDGsなど地球的加田に対応した知的財産の創出・標準化

- (1) 農林水産省では、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための新たな戦略として「みどりの食料システム戦略」の検討が進められている。

本戦略では、農林水産業の CO₂ゼロミッション化の実現、化学農薬や化学肥料の使用低減、有機農業の取組面積の拡大、持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現などを目指している。世界的にも、これらの課題は未開拓の分野とされ、イノベーションによる解決が望まれると同時に、新たなビジネスチャンスがあると考えられ、その実現には新たな知的財産の創出やその実施に向けた標準化が重要な役割を果たす。

- (2) SDGs に向けた取組を現場で進めるためには標準化も大きなツールとなりうる。環境に優しい生産方法や、食品ロスを減らす技術など、現場での導入を促進するための JAS や JIS 規格の導入を進めるべきである。
- (3) 環境等に配慮した持続可能な事業活動を可能とする技術開発は有用であり、このような技術を有するベンチャー企業などへの支援を進めるべきである。

第3. 人材の育成

- ・農林水産事業者及び農業技術指導者等に対する「知的財産を日本の農林水産業の競争力の源泉として保護・活用するビジネスモデル」と「それを支える戦略的な知的財産マネジメント」についての普及啓発。
- ・知的財産に関する事項についての相談体制の充実化。
- ・普及指導員に対する各種研修。
- ・普及指導員らに対する種苗法の普及啓発。
- ・家畜人工授精師等に対する和牛遺伝資源の管理等に関する研修、普及啓発。
- ・関連士業との連携深化。
- ・農林水産高校や大学生等への知的財産教育の充実化。
- ・農林水産省職員に対する継続的な研修。
- ・特許庁や農研機構種苗管理センターとの継続的な人事交流の推進、WIPO や UPOV における国際的な議論への継続的参加を通じた専門的・国際的な人材育成。

第4. 消費者の理解の促進

農林水産事業者における知的財産権を保護していくことは、消費者にとっても優良な農林水産物の選択の幅が広がり、消費者の利益にも裨益するから、消費者に対しても知的財産権の保護の重要性を理解してもらうよう啓発を行う。

以 上